

○法務委員会

内閣提出法律案（一〇件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
67	証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案		三、一六	受領 四、二	(予) 三、一六 可決 四、三	可決 四、二	
66	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案		三、一六	受領 四、二〇	(予) 三、一六 可決 五、三	可決 四、一六 可決 四、二〇	
50	刑事補償法の一部を改正する法律案	先議	三、五	送付 四、九	三、五 可決 四、八	(予) 三、五 可決 四、九	
49	商業登記法の一部を改正する法律案		三、五	受領 三、二六	(予) 三、五 可決 四、五	可決 三、二六 可決 三、二六	
11	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案		五、二九	受領 五、二五	(予) 五、二九 可決 五、三〇	可決 五、二四 可決 五、二五	
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案		二、二二	受領 二、二二	(予) 二、二二 可決 二、二二	可決 二、二二 可決 二、二二	
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		五、二二	受領 五、二二	(予) 五、二二 可決 五、二三	可決 五、二二 可決 五、二三	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五六、一一二、二二 内閣提出

一一二、二二 衆可決

一一二、二二 参可決

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬のうち、高等裁判所長官の報酬については、おおむね特別職の職員の俸給の増額に準じて、これを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額する。

三、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官

に支給する調整手当については、当分の間、内閣総理大臣及び国務大臣を除く特別職の職員の例により増額する措置を講ずる。

四、報酬月額の改定は、五号から十二号までの報酬を受ける判事補及び十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の報酬にあつては昭和五十六年四月一日にさかのぼって行い、その他の裁判官の報酬にあつては昭和五十七年四月一日から行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して審議し、裁判官等の生活実態とその給与制度のあり方、中堅裁判官等に対する給与改善措置、憲法七十九条の趣旨と今次改正等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田委員より、また日本共産党を代表して近藤委員より、両法案に対しそれぞれ反対の意見が表明されました。

次いで、両法案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送付）

五六、一一一、一一二 内閣提出

一一一、一一二 衆可決

一一一、一一二 参可決

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給のうち、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね特別職の職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額する。

三、検事総長、次長検事及び検事長に支給する調整手当については、当分の間、内閣総理大臣及び国務大臣を除く特別職の職員の例により増額する措置を講ずる。

四、俸給月額の改定は、十三号から二十号までの俸給を受ける検事及び七号から十六号までの俸給を受ける副検事の俸給にあつては昭和五十六年四月一日にさかのぼつて行い、その他の検察官の俸給にあつては昭和五十七年四月一日から行う。

委員長報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）
（衆議院送付）

五七、 一、二九 内閣提出

二、二五 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事の員数を八人増加し千三百十九人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を一人増加し二万二千三百四十五人に改める。

三、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を八人、裁判官以外の裁判所職員の員数を一人、それぞれ増加しようとするものであります。

委員会におきましては、欧米諸国に比してのわが国の法曹人口、司法試験制度の改革、簡易裁判所判事の人的構成、定年制の実施に伴う裁判所の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

商業登記法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）（衆議院送付）

五七、 三、 五 内閣提出

三、二六 衆可決

四、一六 参可決

要旨

本法律案は、商号の仮登記をすることができる場合を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商号又は目的の変更に係る商号の仮登記の制度の新設
会社は、その商号又は目的を変更しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができる。

二、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の制度の新設

株式会社又は有限会社を設立しようとするときは、発起人又は社員は、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができる。

三、商号の仮登記の予定期間

新設に係る商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができない。

四、登記手続等

新設に係る商号の仮登記について、申請人、申請書の添付書類、登記事項等所要の登記手続を定める。

五、施行期日

本法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案のうち、まず商業登記法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の社会経済情勢に対応して、商号の仮登記をすることができる場合を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、会社は、その商号または目的を変更しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができること、第二に、株式会社または有限会社を設立しようとするときは、発起人または社員は、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができること、第三に、今回の改正による商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができないこと等であります。

委員会におきましては、商号の不正使用に対する商法及び不正競争防止法の適用状況、商号専用権悪用の実態、総会屋対策としての本改正の効果等について質疑が行われま

したが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表して、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

沖縄の復帰の際、沖縄の法令による弁護士資格者等のうち、本邦の法曹資格を取得することができなかった者については、暫定措置として、復帰の日から五年間に限り、沖縄において弁護士の事務を行うことができるという救済措置がとられました。その後昭和五十二年に、この期間がさらに五年延長されたことは御承知のとおりであります。したがって、この暫定措置は、本年の五月十四日限りということでありませう。

現在、弁護士の事務を行っている沖縄弁護士の数は十七人です。この沖縄弁護士は、過去十年もの長い期間、誠心誠意その事務を行ってきており、その実績は一般に評価されています。このような事情に加えて、その生活利益

の保護という観点から、この際、この沖縄弁護士に対する救済措置が図られるべきであると考え、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の要旨は、このような考えのもとに、沖縄の復帰の月から沖縄弁護士として引き続きその事務を行っている者について、当分の間、その者が沖縄において引き続き行う限り、その事務を行うことができるものとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

刑事補償法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）（先議）

五七、 三、 五 内閣提出

四、 九 参可決

八、 五 衆可決

要旨

本法律案は、無罪の裁判等を受けた者に対する補償金算

定の基準となる金額について、未決の抑留若しくは拘禁又は自由刑の執行等により身体の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を「四千八百円」から「七千二百円」に引き上げるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づき、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による補償の額の算定基準となる日額の上限を四千八百円から七千二百円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、補償金の基準日額の下限据え置き理由、心神喪失者に対する補償の実情、刑事補償の範囲の拡充等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六号）（衆議院送付）

五七、 三、一六 内閣提出

四、二〇 衆可決

五、一四 参可決

要旨

本法律案は、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」への加入に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関して所要の規定を整備しようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、責任の制限主体として、新たに救助者及び被用者等を追加するものとする。

二、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げるとともに、責任限度額の算定の基礎となる船舶のトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律に規定する国際総トン数に相当する数値算定の例により算定するものとする。

三、責任限度額は、国際通貨基金協定に規定する一特別引出権を一単位として算出するものとする。

四、制限債権を人の損害に関する債権、物の損害に関する債権及び旅客の損害に関する債権に分けて、責任制限の効力の及ぶ範囲及び責任限度額を定めるものとする。

五、責任制限手続の開始に当たつて、裁判所は、責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日まで年六パーセントの割合による金銭の供託を命じ、その責任限度額は、供託の日公表されている最終の一単位の額により算定するものとする。

六、改正法は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

委員長報告

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六七号）（衆議院送付）

五七、 三、一六 内閣提出

四、 二 衆可決

四、一三三 参可決

要旨

本法律案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の改善が図られることにかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、年金である傷病給付、障害給付及び遺族給付の受給権を担保として国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けが受けられるようにするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制

度の改善に伴い、証人等の被害についての給付制度においても同様の改善を行おうとするものであり、その内容は、

年金である傷病給付、障害給付または遺族給付の受給権者が、一時的に資金を必要とする場合に、その受給権を担保として国民金融公庫または沖繩振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けが受けられるようにするものであります。

委員会におきましては、証人等の被害についての給付事例、証人等の範囲を拡大することの是非、国選弁護人が被害を受けた場合の補償についての立法化作業の現状、証人等が被害を受けることを未然に防止するための具体策等につきましては質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法案に対し、寺田熊雄委員より、政府は証人等が被害を受けた場合の給付額の引き上げについて格段の努力をすべき旨の附帯決議案が各派共同提案として提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）（衆議院送付）

五七、三、一六 内閣提出

五、一四 衆可決

八、四 参可決

要旨

本法律案は、外国人登録制度の適正化・合理化を図るため所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、各種申請等に際しての本人出頭、新規登録等の申請に際しての写真提出、登録証明書の携帯等の各義務年齢を十四歳から十六歳に引き上げること。

二、外国人は、新規登録を受けた日又は前回確認を受けた日から三年ごとに登録事項の確認の申請をしなければならぬこととなつてゐるのを、五年ごとにすれば足りることとするともに、十六歳に満たない者については確認の申請を要しないこととする。

三、外国人が新規登録等の申請をする場合の指紋原紙への指紋の押なつは、指紋原紙二葉に押なつしなければならぬこととなつてゐるのを、一葉に押なつすれば足りることとする。

四、罰則を以下のとおり改正すること。

1 不申請罪・虚偽申請罪

登録原票の記載事項のうち、一定の事項の変更登録の不申請罪・虚偽申請罪については、自由刑を廃止し罰金刑のみとする。

代理義務者の虚偽申請については、処罰規定を新設し、本人の虚偽申請に準ずる。

2 不携帯罪・不返納罪

登録証明書不携帯罪・不返納罪については、自由刑を廃止し罪金刑のみとする。

3 妨害罪

登録原票の記載事項のうち、一定の事項の変更登録の申請の妨害罪及び登録証明書の返納妨害罪については、これらを廃止する。

4 罰金及び過料の多額の引上げ

罰金の多額を二十万円に引き上げるとともに、過料の多額を五万円に引き上げる。

五、本法律は、昭和五十七年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、外国人登録制度の合理化を図るため、市町村長による登録事項の確認期間の延長、登録証明書の携帯義務を課す最低年齢等の引き上げ、登録証明書を携帯しなかつた者に対する法定刑のうち自由刑を廃止する等の罰則の整備を行うこととする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法と国際人權規約との関係、登録証明書の常時携帯義務及び指紋捺捺制度、登録証明書不携帯事犯取り締まりの実情、罰則の改正等について質疑が行われたほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審議を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案（閣法第七六号）（先議）

五七、 四、 六 内閣提出

五、 一四 参可決

八、 一八 衆可決

要旨

本法律案は、裁判事務の実情にかんがみ、送達手続の合理化を図り、証人調書等の作成及び判決書の記載の簡素化等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、証人調書等の作成の省略

訴訟が裁判によらずに完結した場合においては、裁判所書記官は、当事者が一定期間内にその作成を請求した場合を除き、裁判長の許可を得て、証人調書等の作成を省略することができるものとする。

二、期日における呼出しの手続の合理化

簡易裁判所以外の裁判所においても、最初の期日の呼出しを除き、いわゆる簡易呼出しができるものとする。

三、就業場所への送達手続の新設

1 送達を受けるべき者の住所、居所、営業所等が知れないとき、又はその場所において送達をするにつき支障があるときは、送達は、これを受けるべき者の就業場所においてもすることが出来るものとする。

2 就業場所において送達を受けるべき者に会わぬ場合においては、その者の雇主等又はその法定代理人、事務員等が書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することが出来るものとする。なお、送達を受けるべき者以外の者に書類が交付されたときは、裁判所書記官は、その旨を本人に通知することを要する。

3 郵便の業務に従事する者が郵便局において送達書類を交付すべきときは、送達を受けるべき者の事務員等に対しても書類を交付することが出来るものとする。

四、判決書の記載の簡素化

判決書の実情摘示欄に証拠に関する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することが出来るものとする。

五、過料及び罰金の額の引上げ

証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額を相当額に引き上げる。

六、施行期日

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案は、裁判事務の実情にかんがみ、送達手続の合理化等を行い、民事訴訟手続等の適正円滑な進行を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、訴訟が裁判によらずに完結した場合においては、当事者が一定期間内にその作成を請求した場合を除き、裁判長の許可を得て証人調書等の作成を省略することができるとすること。第二に、簡易裁判所以外の裁判所においても、いわゆる簡易呼び出しの制度を新設するものとする。第三に、送達を受けるべき者の住居所等が知れないとき、またはその場所において送達をするにつき支障があ

るときは、送達は、これを受けるべき者の就業場所においてもすることが出来るものとする。第四に、判決書の事実摘示欄に証拠に関する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することが出来るものとする。第五に、証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額をそれぞれ相当額に引き上げるものとする。等であります。

委員会におきましては、裁判事務の現状と今回の法改正の理由、証人調書等の作成が省略される場合の要件と訴訟当事者の利益、就業場所への送達手続の新設の理由とその送達の要件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対の意見が表明され、続いて、日本社会党を代表して寺田委員、公明党・国民会議を代表して小平委員より、それぞれ賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、寺田委員より、就業場所への送達に当たっては当事者のプライバシー保護に配慮すること等

を内容とする各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約への加入に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関して所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、責任の制限主体として、新たに救助者及び被用者等を追加すること。第二に、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げるとともに、その算定の基礎となる船舶のトン数を国際的に統一された基準によって算定すること。第三に、責任限度額の単位は、国際通貨基金の定める特別引き出し権によることとし、従来金の価値による定めを改めること。第四に、制限債権を人の損害に関する債権、物の損害に関する債権及び旅客の損害に関する債権に分けて、責任制限の効力の及ぶ範囲及び責任限度額を定めること等であります。

委員会におきましては、救助者を責任制限主体とした理由、船舶所有者等の責任制限阻却事由と重過失、船主責任

保険の活用の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第七七号）（衆議院送付）

五七、 四、 六 内閣提出

七、 八 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、経済事情の変動及び民事訴訟の实情にかんがみ、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の範囲を改める等必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 裁判所法の一部改正

一、簡易裁判所の取り扱う訴訟の目的の価額の上限を九十万円とすること。

二、不動産に関する訴訟は、その目的の価額が九十万円を超えないものについては、地方裁判所と簡易裁判所の競合管轄とすること。

第二 民事訴訟法の一部改正

一、訴訟の目的の価額を算定することができないときは、その価額は、九十万円を超えるものとみなすものとすること。

二、簡易裁判所の管轄に属する訴訟について、当事者の申立てにより、地方裁判所にこれを移送するため、次の規定を新設すること。

1 当事者が移送を申し立て、相手方がこれに同意したときは、簡易裁判所は、その専属管轄に属するものを除き、訴訟の全部又は一部を、その所在地を管轄する地方裁判所に移送することを要する。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させる場合は、この限りでない。

2 不動産に関する訴訟について、被告が、本案について弁論する前に、移送を申し立てたときは、簡易

裁判所は、その専属管轄に属するものを除き、訴訟の全部又は一部を、その所在地を管轄する地方裁判所に移送することを要する。

第三 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

財産権上の請求でない請求に係る訴え等の訴訟の目的の価額は、九十五万円とみなすものとすること。

第四 本法律は、昭和五十七年九月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました「裁判所法等の一部を改正する法律案」につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、経済事情の変動及び民事訴訟の実情にかんがみ、「裁判所法」、「民事訴訟法」及び「民事訴訟費用等に関する法律」をそれぞれ一部改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の訴額の上限を、現行の三十万円から九十万円に引き上げること。

第二に、訴額九十万円以下の不動産に関する訴訟を、地方裁判所と簡易裁判所の競合管轄とするとともに、簡易裁

判所はこの訴訟について、被告からの申立てがあれば地方裁判所に移送しなければならないものとする事。

第三に、簡易裁判所で審理中の訴訟について、当事者双方が地方裁判所への移送を希望する場合に、これを地方裁判所に移送しなければならないものとする事等でありませぬ。

委員会におきましては、簡裁創設の理念と今次改正の方向、簡裁の事務移転等の現状と今後の方針、簡裁の訴訟手続の特則の活用状況、簡裁職員の増員問題等について、質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審査を行いました、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）
（参第一号）

五七、 四、一五 参法務委員長提出

四、一六 参可決

四、二七 衆可決

要旨

本法律案は、沖繩弁護士が沖繩において弁護士の事務を行うことができる期限が本年五月十四日となつていくことにかんがみ、これらの者に対する救済措置を図らうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、沖繩の復帰の月から沖繩弁護士として引き続きその事務を行つてゐる者は、当分の間、沖繩において、引き続き行う限り、その事務を行うことができる。

二、この法律は、公布の日から施行する。

趣旨説明

商業登記法の一部を改正する法律案の委員長報告参照